

第98回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

● 事業報告	
「主要な営業所及び事業所」	1
「従業員の状況」	1
「主要な借入先」	1
「社外役員に関する事項」	2
「会計監査人に関する事項」	3
「会社の体制及び方針」	4
● 連結計算書類	
「連結貸借対照表」	8
「連結損益計算書」	9
「連結株主資本等変動計算書」	10
「連結注記表」	11
● 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告	30
● 計算書類	
「貸借対照表」	31
「損益計算書」	32
「株主資本等変動計算書」	33
「個別注記表」	34
● 計算書類に係る会計監査人の監査報告	40
● 監査等委員会の監査報告	41

第98期

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

千代田化工建設株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

事業報告

企業集団の現況に関する事項

(1) 主要な営業所及び事業所 (2026年3月31日現在)

- ① 国内営業所：横浜、大阪、富山
- ② 国内事業所：神栖、市原、富士、四日市、倉敷
- ③ 海外事業拠点：フィリピン、オーストラリア、インドネシア、マレーシア、カタール、サウジアラビア、
(主要関係会社所在地含む) フランス、アメリカ
- ④ 研究開発センター：横浜

(2) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数 (名)	前連結会計年度末比増減
エンジニアリング事業	3,275 [779]	90名増 [34名減]
その他の事業	214 [34]	20名減 [8名減]
合計	3,489 [813]	70名増 [42名減]

- (注) 1. 従業員数は、取締役を兼務しない執行役員、理事、フェロー、顧問、参与、及び嘱託含み、会社法上の役員すなわち取締役/監査役を除く就業人員数です。またグループ外から当社グループへの出向受入者を含み、当社グループからグループ外への出向者を除く就業人員数です。なお複数社との契約を締結している兼務出向者は全て出向先の就業員として取扱っております。
2. 従業員数欄の [] 内は、臨時従業員(当社グループにて就業する派遣社員を含み、当社グループからグループ外への派遣社員を除く人数)の年間平均雇用人員数を、外数で記載しています。

② 当社の従業員の状況

従業員数 (名)	前連結会計年度末比増減	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
1,661 [615]	13名増 [51名減]	42.3	14.3

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び他社から当社への出向者を含み、取締役及び当社から他社への出向者を除く就業人員です。
2. 従業員数欄の [] 内は、臨時従業員(当社にて就業する派遣社員の人数)の年間平均雇用人員数を外数で記載しています。
3. 提出会社において、その他の事業に従事する従業員はおりません。
4. 人員集計の方法は上記①企業集団の従業員の状況の (注) 1 に記載のとおりです。

(3) 主要な借入先 (2026年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社三菱UFJ銀行	20,000百万円
株式会社横浜銀行	666百万円
シンジケートローン	1,732百万円

- (注) シンジケートローンは、株式会社横浜銀行を主幹事とする協調融資によるものです。

会社役員に関する事項

社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社の関係
各兼職先と当社との間に特別の取引関係等はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
社 外 取 締 役	松 川 良	エネルギー業界及び企業経営における豊富な知見と経験を活かし、客観的かつ専門的視点から当社の経営を監督することが期待されているところ、当事業年度開催の取締役会(全18回)の全回に出席し、意思決定の適正性を確保するために適宜必要な発言を行っています。特に、当社の経営全般にわたって多角的かつ専門的な視点から提言、助言等を行い、その期待される役割を適切に果たしています。
社 外 取 締 役	救 仁 郷 豊	エネルギー業界及び企業経営における豊富な知見と経験を活かし、客観的かつ専門的視点から当社の経営を監督することが期待されているところ、当事業年度開催の取締役会(全18回)の全回に出席し、意思決定の適正性を確保するために適宜必要な発言を行っています。特に、当社の経営全般にわたって多角的かつ専門的な視点から提言、助言等を行い、その期待される役割を適切に果たしています。
社 外 取 締 役	黒 木 彰 子	ESGや会計・ファイナンスにおける豊富な知見と経験を活かし、客観的かつ専門的視点から当社の経営を監督することが期待されているところ、当事業年度開催の取締役会(全18回)の全回に出席し、意思決定の適正性を確保するために適宜必要な発言を行っています。特に、当社の経営全般にわたって多角的かつ専門的な視点から提言、助言等を行い、その期待される役割を適切に果たしています。
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	松 尾 祐 美 子	弁護士としての知識と経験を有し、客観的視点から高度な専門性を持って当社の経営を監査・監督することで、当社の法務・コンプライアンス及びガバナンス管理の強化に寄与することが期待されているところ、当事業年度開催の取締役会(全18回)及び監査等委員会(全21回)の全回に出席し、意思決定の適正性を確保するために適宜必要な発言を行っています。特に、専門である法律的見地から、法律の趣旨の説明も交え、提言、助言等を行い、その期待される役割を適切に果たしています。
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	棕 野 貴 司	海外経験及び企業経営における豊富な知見と経験を有し、客観的かつ多角的な視点から高度な専門性をもって、当社経営の監査・監督に寄与することを期待されているところ、取締役就任(2025年6月25日)後の当事業年度開催の取締役会(全13回)及び監査等委員会(全14回)の全回に出席し、意思決定の適正性を確保するために適宜必要な発言を行っています。特に、当社の経営全般にわたって海外経験及び企業経営に関連する知見を活かし、提言、助言等を行い、その期待される役割を適切に果たしています。

会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

198百万円

②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

246百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分していませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。
3. 監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査体制を含む監査計画の内容及び監査時間・報酬単価などの報酬見積の算出根拠を確認すると共に、従前の年度における職務遂行状況、非監査業務の委託状況及び他社事例等も考慮し、検討した結果、会計監査人の報酬等が妥当であると判断し、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行なっています。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は会計監査人である監査法人(以下「現会計監査人」といいます。)が、会社法第340条第1項各号に該当するときは、監査等委員全員の同意をもって現会計監査人を解任します。

この場合、監査等委員会は、併せて、必要に応じ一時的会計監査人を選任し、監査等委員会が選定した監査等委員は、現会計監査人解任後最初に招集される株主総会において、現会計監査人を解任し、かつ一時的会計監査人を選任した旨及びその理由を報告いたします。

現会計監査人の適正な監査の遂行が困難であると認められる事由が発生した場合、又は現会計監査人の監査品質、監査実施の有効性及び効率性等を勘案し、現会計監査人の変更が必要と判断した場合には、監査等委員会は、現会計監査人の不再任及び新たな会計監査人の選任の議案を決定します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、株主総会において、現会計監査人を不再任とし、かつ新たな会計監査人を選任する旨及びその理由を報告いたします。

(注) 2025年12月24日付で、監査等委員会にて上記のとおり決議されました。

会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

《業務の適正を確保するための体制》

業務の適正を確保するための体制について、取締役会にて決定した当該体制(内部統制システムに関する基本方針)の要旨は、次のとおりである。(最終改定 2026年3月25日)

【内部統制システムに関する基本的な考え方】

当社は、法令・定款に従い、業務の適正を確保するための内部統制システムを整備・運用する。内部統制強化のために内部統制委員会を設置し、委員長はCFO（Chief Financial Officer）とCCO（Chief Compliance Officer）を兼務する。同委員会が社内の調整・意見集約を行い、期末又は必要と判断した時点で、社長に対して内部統制に関する改善等の提言を行う。社長は経営諮問会議を経てその提言を検討・承認し、取締役会が内部統制システムについて決定する。

【内部統制システムの整備状況の概要】

1. 法令・定款遵守体制（法令及び定款に適合することを確保するための体制）

- (1) 当社は、国内外の法令及び定款を遵守し企業倫理に則った業務遂行を行うことを最優先事項と位置付け、パーパス、ミッション及び千代田グループ行動規範に従って事業活動を行う。加えて、持続的な成長と中長期的な企業価値に資することを目的とし、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び基本方針を定めるコーポレートガバナンス・ポリシーを制定し、企業活動の基本とするとともに実践に努める。取締役は自ら率先して範を示し、取締役会は取締役の職務執行の法令等遵守について監督を行う。
- (2) 法令・定款遵守体制の強化を図るために、CCO及びコンプライアンス委員会を設置する。また、関連規程及びマニュアルの制定並びにこれらの適切な運用に関するモニタリング・各種研修の実施・関係情報の提供等を通じて役職員の意識徹底を図るほか、内部通報制度を整備しコンプライアンスの実効性を高める。なお、内部通報においては、窓口担当者の守秘義務を徹底し、通報・相談したことを理由とした相談者又は通報者に対する不利益な取扱いを禁止する。
- (3) 取締役会は、その意思決定の過程において、法律問題や経営判断手続などについて必要に応じて顧問弁護士等に確認を取り、客観性と透明性を高める。
- (4) 内部監査部門は、各部門における法令・定款・社内規程等の遵守の状況について監査を実施し、取締役会に報告する。
- (5) 当社は、反社会的勢力には毅然と対峙し利益供与は行わない。反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、警察や顧問弁護士等の外部専門機関とも連携して組織的に対応する。

2. 情報保存管理体制

- (1) 当社は、取締役の職務の執行に係る情報の取り扱いに関し、文書管理・秘密情報管理に係る社内規程により対象文書・管理責任者・保存期間など基本的事項を定め、適切に保存及び管理を行う。
- (2) 取締役会や経営諮問会議等の重要な会議については、法令・定款・社内規程等に基づいて議事録を作成の上、適切に保存及び管理を行う。

3. 損失危険管理体制

- (1) 当社は、全社的なリスク管理を所掌する恒常本部の長が社内規程及び各種マニュアルに基づき、リスクの類型に応じ、管掌するチーフ・オフィサー、本部長と協働して管理体制を構築する。
- (2) 当社事業の中核であるプロジェクト案件の受注・遂行においては、当社の財務規模及び人員数を念頭に置いた受注戦略の下で、案件の萌芽期から完了に至るまで一貫通貫したプロジェクトリスク管理を行う恒常部門を設置し、テイクアップ前の段階からのリスク審議、見積方針及びプロポーザル等の各段階における検討を行う。プロジェクト案件の遂行面については、複線的な報告ラインの整備、事業本部の自律したリスクマネジメントの強化と関係部門との連携強化、損益やリスク状況を頻度高く可視化する仕組みの導入等を通じ、遂行支援と内部牽制の両輪にて経営補佐とプロジェクト支援にあたる。
- (3) 全社のリスクのうち危機管理を統括する恒常部門を設置し、各部門に配置するリスクマネージャーが実施する活動を一元的に統括する。当該リスク統括部門は、関連情報の提供や注意喚起などにより恒常的な予防・管理活動を行う一方、危機が発生した場合の事務局機能を担い有事の際の対応にあたる。

4. 効率性確保体制

- (1) 取締役会は、全社的な経営方針や重要な業務執行に関する意思決定を行い、具体的な経営計画を策定し経営目標の達成にあたる。また、業務執行に関する意思決定を迅速に行うため、法令・定款等に抵触しない範囲でその権限の一部を社長に委譲し、職務執行の効率性を確保する。加えて、事業部門間の横串を通ず組織として委員会を設置し、マトリックス経営による効率化を図る。具体的には、ガバナンス強化のために、内部統制委員会、コンプライアンス委員会、SQEIマネジメント委員会、サステナビリティ委員会を設置し、取締役会が各委員会の委員長を指名することとする。また、事業戦略や全社資源配分の強化のために、統合戦略委員会、プロジェクト競争力強化委員会、人材開発委員会を設置し、社長が各委員会の委員長を指名することとする。
- (2) 経営目標の効率的な達成に資するよう、業務分掌及び職務権限に係る社内規程に基づき、柔軟な組織編成及び職務権限の明確化と委譲を行う。
- (3) 全社的な業務効率化を図るため、社内諸規程を体系的に整備するとともにその適正な運用・管理を行い、また情報システムの積極活用による効率的な情報共有・分析を行う。

5. 企業集団内部統制体制

- (1) 当社グループは、パーパス、ミッション及び千代田グループ行動規範によりグループの全役職員が共有すべき価値観を明確にし、当社とグループ会社双方が緊密な連携を保ちながら業務を行う。
- (2) 当社は、当社グループとしての業務の適正及び効率性を確保するための社内規程を整備すると共に、グループ会社ごとに主管本部を定め、グループ会社の管理・監督にあたる。また、グループ経営に関する企画・立案・統制・指導を行う恒常部門を設置する。
- (3) グループ会社は、当社と統一的な考え方にに基づき、当社への適時・適切な情報の報告体制及び内部通報制度を含め、当社と整合的な内部統制体制を構築する。具体的には、法令・定款遵守に関してはグループ各社からの委員をメンバーとするグループ会社コンプライアンス連絡会を設置してグループとしての情報共有を図る。グループ会社のリスク管理・危機管理についても当社の体制に沿った展開を図る。また、グループ会社の内部監査は当社の内部監査部門が行う。
- (4) 主要なグループ会社について、当社の監査等委員が監査役を兼務し必要に応じて適切な調査が行える体制とする。

6. 監査等委員会監査の実効性確保体制

- (1) 監査等委員会の監査活動の充実を図るため監査等委員会の職務遂行を補助する専任職員を置く。
- (2) 当該職員の独立性確保及び当該職員への指示の実効性確保のため、監査等委員会補助職員の人事考課は監査等委員会が行い、その異動については監査等委員会の事前の同意を必要とし、当該職員は当社の業務遂行に係る役職を兼務しない。

7. 監査等委員会報告体制

- (1) 役職員は、監査等委員会の求めに応じて、内部統制に関係する自らの活動について、定期的に又は重要事項発生の都度、監査等委員会に報告する。当社は、監査等委員会に報告を行った役職員に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。
- (2) 代表取締役及び会長は、監査等委員会の監査の実効性を確保するため、監査等委員会と定期的に会合を持ち、役職員から監査等委員会への報告状況等について意見交換を行い、また監査等委員会より経営諮問会議等の重要会議への監査等委員の陪席を求められた場合はこれに応じる。
- (3) 監査等委員会は、グループ会社からの報告の実効性を確保するため、主要なグループ会社の監査役と定期的に会合を持ち、企業集団の内部統制体制について意見交換及び情報共有を行う。
- (4) 監査等委員会が、独自の外部専門家を監査等委員の監査のために起用することを求めた場合、当社は、当該監査等委員の職務に明らかに必要でないと証明された場合を除き、その費用を負担する。

8. 財務報告の適正性確保体制

- (1) 当社は、主要なグループ会社とともに、金融商品取引法で求められる財務報告の適正性を確保するため、業務ルールの文書化等所要の内部統制体制を整備・運用する。新たなリスクが認識された場合や当該体制に不具合や不備が発見された場合には、速やかに改善を図る。
- (2) 当社は、日常の業務監査等を通じて各部門における統制活動の実態を把握・検証し、グループ全体に亘る財務報告に係る内部統制機能の実効性を確保するため、独立性の高い内部監査部門を設置する。

《業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要》

当社は、取締役会において決議された内部統制システムに関する基本的な考え方にに基づき、内部統制システムを運用している。同システムに基づき設置する内部統制委員会は、委員長はCFOとCCOを兼務し、内部統制システムと関わりの深い役員及びコンプライアンス委員会と同じ委員で構成している。同委員会は、当社の置かれている状況や社会環境の変化を適時にとらえ、意思決定を迅速化し、関係部署にすみやかに指示を出すことで、内部統制システムの更なる改善を加速し、ガバナンス強化に向けて社長に提言を行っている。

2025年度においては内部統制委員会を3回開催し、内部統制上重要となる業務標準手順等の整理、各部門における内部統制強化への施策立案及び実施に対する組織評価の導入、内部統制に関する教育や情報共有を行うなど、統制体制の高度化を継続した。なお、2026年度も内部統制委員会を、2回以上開催する。

2025年度における主な運用状況の概要は次のとおりである。

①法令・定款遵守体制に関する取組み

- ・当社グループの経営に影響を与える事案やレピュテーションリスクに繋がる事案などの重要なコンプライアンス事案の具体的な状況を、CCOが取締役に定期的に報告した。この報告内容、及び取締役会からの指示・要請をコンプライアンス委員会で各組織及びグループ会社のコンプライアンス・オフィサーと共有し、事案発生への抑制に向けた実効性のある対策の実施に繋げている。
- ・CCOから定期的にメッセージを発信し、全役職員のコンプライアンス意識の向上を図っている。
- ・当社グループ役職員のリスク感度及び適時適切な相談・報告意識の向上のため、グループ全役職員を対象に、コンプライアンス全般に関するeラーニング、ハラスメント・贈収賄・経済制裁・人権尊重等のリスク項目に関するセミナー、及び新入社員・管理職向け等の階層別セミナー等を実施している。
- ・内閣官房・公正取引委員会が策定した「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に即して、当社対応方針を策定し、労務費の価格転嫁に関する当社の具体的な状況を定期的に取締役会に報告している。
- ・内部監査部門においては、グループ会社、プロジェクト等、個別監査の実施に際して、関連する法令・定款・社内規程等遵守状況を点検している。

②情報保存管理体制に関する取組み

当社、国内グループ会社である千代田エクスワンエンジニアリング（CXO社）並びに海外グループ会社であるChiyoda Philippines Corporation（CPh社）及びChiyoda Almana Engineering LLC（CA社）の4社においてISMS認証を取得している。また、①「情報資産の可視化」、②「情報セキュリティリスクマネジメント及びアセスメント」、③「情報セキュリティインシデントに対する定期的な教育・対応訓練」を通じ、社内体制の強化を行いサイバー攻撃への対処を含む情報セキュリティリスクの低減に努めている。

③損失危険管理体制に関する取組み

- ・プロジェクト案件の受注に係るリスク管理に関しては、担当部門によるコールドアイレビュー及びコーポレート関係部局による経営諮問会議に対する意見具中を実施し、リスクの評価、受注の是非を厳しく行った。
- ・プロジェクト案件の遂行面については、複線的な報告ラインの整備、事業本部の自律したリスクマネジメントの強化と関係部門との連携強化を継続した。損益やリスク状況の可視化、子会社案件を含む中規模案件・損益悪化案件へと対象を拡大し、重要案件に対する全社支援も継続した。
- ・一定規模以上のプロジェクトについては、JVパートナーの信用面及び財務面を評価し、高リスクと判定される場合には取締役会決議事項となるよう厳格な運用を継続した。
- ・当社事業ポートフォリオの革新に伴い、新規分野案件等のリスク管理体制の強化に努めている。
- ・国内外で発生した当社業績に影響を及ぼし得る危機事象(含む地政学的リスク、感染症リスク等)に対し、全社・全工事現場における安全対策を実施するとともに、インフレ等によるコスト高の影響を最小限に抑えるため必要な措置を行った。

④効率性確保体制に関する取組み

- ・取締役への情報提供を強化し円滑な意思決定をサポートするべく、四半期決算毎の経営状況報告、各本部の業務状況の持ち回り報告、重要案件に大きな動きがあった場合の機動的な報告等を、取締役に対して行っている。
- ・各種委員会は定期的に会合・議論を行い、その検討結果等を経営諮問会議及び取締役会に報告した。
- ・新設された業務改革推進室はEPC業務プロセス改革による業務プロセスの標準化、属人化の解消、業務の可視化などを通じて内部統制の品質向上に貢献する。また、RPA加速、AI活用、働き方改革・健康経営、業務効率化等についてはCDO室が中心に継続的に推し進めた。尚、経済産業省 情報処理推進機構(IPA)が推進する「DX認定制度」において「DX認定事業者」の認定を取得している。

⑤企業集団内部統制体制に関する取組み

- ・当社グループは、パーパス、ミッション及び千代田グループ行動規範を掲げるによりグループの全役職員が共有すべき価値観を明確にし、当社とグループ会社双方が緊密な連携を保ちながら業務を行うこととしている。
- ・当社グループのコンプライアンスに関する取組みとして、CCOからの定期的なメッセージ発信、国内外グループ会社コンプライアンス連絡会の開催（2025年度は2回）、及び各グループ会社とのより実効性のある適時・適切な報告・連携並びに定期的なモニタリング・コミュニケーション等の体制整備・運用を図り、より強固なグループコンプライアンス体制として運用している。
- ・国内外のグループ会社役職員のコンプライアンス意識・知識向上を目的とする、日本語・英語によるセミナー・eラーニングを実施した。
- ・国内外のグループ会社について定期的なチェックリストの確認を通じてモニタリング及びフォローアップを実施し内部管理体制の強化を図っている。

⑥監査等委員会監査の実効性確保体制及び監査等委員会報告体制

- ・代表取締役及び会長と監査等委員との定例面談、監査等委員による各組織長へのヒアリング、主要プロジェクトや主要グループ会社への訪問等を通じ、業務の執行状況に関する報告を受け、意見交換を行うとともに、業務の妥当性について確認した。
- ・監査等委員は経営諮問会議、コンプライアンス委員会等重要会議に出席し、更には内部統制部門との連携のため内部統制委

員会に陪席し、意見を述べた。

- ・主要グループ会社の監査役との会合を定例化し、企業集団としての内部統制体制について意見交換と情報共有を行った。
- ・監査等委員は取締役会において、監査実施計画について説明し、意見交換を行った。

⑦財務報告の適正性確保体制

経理責任者を置いて、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い経理業務を行うとともに、法令及び会計基準に適合した財務諸表を作成・開示している。

連結貸借対照表

2026年3月31日現在

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	[488,904]	流 動 負 債	[370,768]
現金預金	145,203	電子記録債務	10,066
電子記録債権	149	工事未払金	115,592
完成工事未収入金及び契約資産	44,640	1年内返済予定の長期借入金	1,202
未成工事支出金	10,279	未払金	18,090
未収入金	16,120	未払法人税等	6,282
ジョイントベンチャー持分資産	167,995	契約負債	190,815
短期貸付金	100,010	完成工事補償引当金	1,921
その他	4,812	工事損失引当金	5,580
貸倒引当金	△308	賞与引当金	8,650
		その他	12,567
固 定 資 産	[24,913]	固 定 負 債	[27,187]
有形固定資産	(9,938)	長期借入金	21,195
建物・構築物	4,256	繰延税金負債	2,682
機械・運搬具	221	退職給付に係る負債	898
工具器具・備品	1,034	その他	2,411
土地	4,387		
建設仮勘定	39		
無形固定資産	(5,474)	負 債 合 計	397,956
投資その他の資産	(9,499)	純 資 産 の 部	
投資有価証券	4,222	株 主 資 本	[123,885]
退職給付に係る資産	3,858	資本金	15,014
繰延税金資産	142	資本剰余金	142
その他	2,499	利益剰余金	109,496
貸倒引当金	△1,222	自己株式	△768
		その他の包括利益累計額	[△10,029]
		その他有価証券評価差額金	△60
		繰延ヘッジ損益	3,836
		為替換算調整勘定	△15,855
		退職給付に係る調整累計額	2,050
		非支配株主持分	[2,004]
		純 資 産 合 計	115,860
資 産 合 計	513,817	負 債 純 資 産 合 計	513,817

連結損益計算書

自 2025年4月 1日
至 2026年3月31日

(単位：百万円)

科 目	金 額	
完成工事高		493,942
完成工事原価		393,422
完成工事総利益		100,519
販売費及び一般管理費		18,417
営業利益		82,102
営業外収益		
受取利息及び配当金	12,479	
持分法による投資利益	249	
その他	423	13,151
営業外費用		
支払利息	850	
為替差損	1,776	
その他	152	2,779
経常利益		92,474
特別利益		
関係会社清算益	214	214
特別損失		
退職給付制度終了損	108	
投資有価証券評価損	106	215
税金等調整前当期純利益		92,474
法人税、住民税及び事業税	7,140	
法人税等調整額	201	7,342
当期純利益		85,131
非支配株主に帰属する当期純利益		468
親会社株主に帰属する当期純利益		84,663

連結株主資本等変動計算書

自 2025年4月 1日
至 2026年3月31日

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	15,014	142	25,024	△786	39,396
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			84,663		84,663
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				17	17
連結範囲の変動			△191		△191
連結範囲の変動に伴う為替換算調整勘定の増減					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	84,471	17	84,489
当期末残高	15,014	142	109,496	△768	123,885

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△51	423	△16,904	842	△15,690	1,750	25,456
当期変動額							
親会社株主に帰属する当期純利益							84,663
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							17
連結範囲の変動							△191
連結範囲の変動に伴う為替換算調整勘定の増減			67		67		67
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△9	3,412	982	1,207	5,593	254	5,847
当期変動額合計	△9	3,412	1,049	1,207	5,660	254	90,404
当期末残高	△60	3,836	△15,855	2,050	△10,029	2,004	115,860

連 結 注 記 表

〔連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等〕

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

① 連結子会社の数 13社

② 主要な連結子会社の名称

千代田エクスワンエンジニアリング株式会社
Chiyoda International Corporation
PT. Chiyoda International Indonesia

Chiyoda Malaysia Sdn. Bhd.は清算手続き中であり重要性が低下したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外している。

(2) 非連結子会社の状況

① 主要な非連結子会社の名称

特記すべき主要な非連結子会社はない。

② 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためである。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の状況

① 持分法を適用した関連会社の数 3社

② 主要な会社の名称

Chiyoda Petrostar Co. Ltd.
TIS千代田システムズ株式会社

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況

① 主要な会社の名称

（非連結子会社） 特記すべき主要な非連結子会社はない。
（関連会社） カフコジャパン投資株式会社

② 持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、いずれも当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、且つ、全体としても重要性がないためである。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度にかかる計算書類を使用している。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結計算書類の作成に当たり、決算日が12月31日である連結子会社については、同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っている。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。）を採用している。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）を採用している。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっている。

② デリバティブ

時価法を採用している。

③ 棚卸資産

未成工事支出金

個別法による原価法を採用している。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

主として定率法を採用している。

ただし、当社の建物及び2016年4月1日以降に取得した構築物については定額法を採用している。

なお、主な耐用年数は以下のとおりである。

建物・構築物	5～50年
機械・運搬具	4～13年
工具器具・備品	4～15年

② 無形固定資産

定額法を採用している。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（最長5年）に基づいている。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

② 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保等の費用に備えるため、主として、過去の経験割合に基づく一定の算定基準により計上している。

③ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における未引渡工事のうち損失の発生が見込まれ、且つ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上している。

④ 賞与引当金

従業員に支給すべき賞与の支払に備えるため、当連結会計年度に対応する支給見込額を計上している。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、エンジニアリング事業において、各種プラントの計画、設計、調達、施工、試運転及びメンテナンスや、産業用設備のコンサルティングの提供を行っており、主に長期の工事請負契約を締結している。なお、各種プラントが工事請負契約に定められた仕様を満たしていることに関する保証を提供しているが、別個のサービスを提供するものではないことから、独立した履行義務として区別していない。プラントは顧客が要求する仕様に従って施工しており、かつ義務の履行が完了した部分については出来高請求権があることから、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識している。

進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価総額に占める割合（インプット法）に基づいて行っている。なお、契約における開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事については、代替的な取扱いを適用し、進捗度に応じて収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識している。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から、当該契約に定められる納期遅延に対する損害賠償金の発生が見込まれる場合には当該見積り額を控除した金額で測定している。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。

なお、在外子会社等の資産、負債、収益及び費用は、在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めている。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっている。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を採用している。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約及び外貨預金

ヘッジ対象 外貨建資産負債及び外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

外貨建資産負債及び外貨建予定取引は、為替リスク管理方針に関する社内規定及び運用細則に基づき、キャッシュ・フローの円貨を固定するため及び為替変動リスクを軽減するために、為替予約及び外貨預金を利用してヘッジを行っている。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ有効性評価は、原則として連結決算時にヘッジ対象とヘッジ手段双方の相場変動の累計額を基礎に行っている。

但し、ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債又は予定取引に関する重要な条件が同一である場合には、ヘッジ有効性評価を省略している。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年間の定額法により償却を行っている。

(8) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

（共同支配を有する事業の取り込み方法）

共同支配を前提とする法人格を有しない組合については、資産負債に対する権利義務が共同支配者に帰属することが契約上規定されている場合において、当社グループ持分相当額の資産、負債、収益及び費用を取り込んでいる。

共同支配を前提とする企業については、資産負債に対する権利義務が共同支配者に帰属することが契約上規定されており、名目上の資本金額しか保有していないことや事業の終了と共に解散することが予め定められている等、実態として法人格を有しない組合と同一と見做せる場合において、当社グループ持分相当額の資産、負債、収益及び費用を取り込んでいる。

② 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上している。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理している。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上している。

なお、当連結会計年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務を超過する場合には、退職給付に係る資産として投資その他の資産に計上している。

また、一部の連結子会社は、退職給付に係る資産、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、簡便法を適用している。

〔表示方法の変更に関する注記〕

（連結貸借対照表）

前連結会計年度において、重要性の観点から「流動資産」の「受取手形・完成工事未収入金及び契約資産」に含めて表示していた「電子記録債権」は、当連結会計年度において「受取手形」の残高がなくなったため、当連結会計年度より独立掲記している。

なお、前連結会計年度の「電子記録債権」は149百万円である。

また、前連結会計年度において、重要性の観点から「流動負債」の「支払手形・工事未払金」に含めて表示していた「電子記録債務」は、当連結会計年度において「支払手形」の残高がなくなったため、当連結会計年度より独立掲記している。

なお、前連結会計年度の「電子記録債務」は7,899百万円である。

〔会計上の見積りに関する注記〕

(収益の認識)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり充足される履行義務についての収益	473,558百万円
工事損失引当金	5,580百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

一定の期間にわたり充足される履行義務についての収益は、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおり、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しており、当該進捗度の見積りの方法は、工事原価総額に対する発生原価の割合（インプット法）で算出している。

工事損失引当金は、未引渡工事の工事原価総額が工事収益総額を超過する可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、その超過すると見込まれる額のうち、既に計上された損益の額を控除した残額を計上している。

工事収益総額の見積りは、顧客と約束した対価のうち変動する可能性のある部分があり、マイルストーン達成によるインセンティブやボーナス、契約納期の未達による遅延賠償金などの将来の未確定事象に係る見積要素が含まれている。なお、見積りにあたっては、発生し得ると考えられる対価の額における最も可能性の高い単一の金額（最頻値）を使用している。当該方法で見積った金額のうち、事後の金額の確定にあたり、収益の額に著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、工事収益総額に含めている。

工事原価総額の見積りは、工期延長等の工事進捗に伴う個別リスク、世界情勢の影響等を含む想定リスクに対する見積額などの重要な見積要素が含まれている。予測不能な前提条件の変化などが生じた場合には、工事原価総額等の見積額の変更に伴い履行義務の充足に係る進捗度が変動し、翌連結会計年度において、一定の期間にわたり充足される履行義務についての収益や工事損失引当金の計上に影響を及ぼす可能性がある。なお、2026年2月の米国及びイスラエルによるイランに対する軍事行動に端を発した中東情勢の緊迫化を受けて、中東地域において地政学リスクの高まりが継続しているものの、現在当社グループが遂行中の案件においては物理的な被害は発生していない。

当社グループがカタールにて仏国Technip Energiesと共同で遂行しているNorth Field East LNG輸出基地案件（NFEプロジェクト）については、遂行期間における政治的、経済的な社会情勢の変化がもたらす工事の進捗及びインフラの確保等に係る不確実性を考慮し、工事収益総額及び工事原価総額の見積りを行っている。この結果、当連結会計年度において151,886百万円の完成工事高を認識している。前述の前提に変更が生じた場合、翌連結会計年度において認識する金額に重要な影響を及ぼす可能性がある。なお、連結注記表の「重要な後発事象に関する注記（中東情勢）」に記載の通り、2026年2月以降の中東情勢の緊迫化の影響に関しては、当連結会計年度における見積りの前提には含めていない。NFEプロジェクトにおいては、設計・調達業務は終盤に入り、建設工事が進捗中である。

当社グループが米国テキサス州にて米国McDermott LLCとともに遂行しているGolden Pass LNGプロジェクト（GPXプロジェクト）については、2025年11月に顧客である米国Golden Pass LNG Terminal LLCと、GPXプロジェクト全体の完工までの遂行に関する改定EPC契約（設計・調達・建設工事請負契約）を正式に締結した。当連結会計年度においては、当該事象により今後のプロジェクト遂行において発生する費用の精算、将来のコスト負担に関する責任分担等の詳細条件が確定したことを踏まえ、前連結会計年度末において考慮した将来の不確実性に関する想定リスク等を見直したことに加えて、ジョイントベンチャーパートナーとの合意内容並びに今後の進捗等の見通しを考慮し、工事収益総額及び工事原価総額並びに工事損失引当金の見積りを行っている。この結果、当連結会計年度において123,036百万円の完成工事高を認識している。また、前連結会計年度末において認識した工事損失引当金28,379百万円の大部分がGPXプロジェクトに係る引当金であったが、当連結会計年度において、その大半の戻入を行っている。前述の前提に大きな変更が生じた場合、翌連結会計年度において認識する金額に重要な影響を及ぼす可能性がある。GPXプロジェクトにおいては、当社グループの主たる業務範囲である設計・調達業務は略完了していることに加え、2026年4月にはTrain 1～3の全3系列のうちTrain 1の建設及び試運転が完了し、Train 2及びTrain 3についても建設及び試運転の完了に向けて進捗中である。現状のプロジェクト遂行体制が維持される状況下においては、翌連結会計年度において認識する金額に重要な影響は生じないと見込んでいる。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

1. 「完成工事未収入金及び契約資産」のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額

完成工事未収入金	24,108百万円
契約資産	20,532百万円

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物・構築物	2,005百万円
土地	4,013百万円
投資有価証券	37百万円
計	6,056百万円

(2) 担保に係る債務

当該担保提供資産は、借入に対する担保提供であるが、当連結会計年度末において、対応債務はない。

(注) 上記の担保に供している資産の他、決算処理において相殺消去されているプロジェクト遂行を目的とするSPCの出資相当額30,550百万円を担保に供している。

3. 有形固定資産の減価償却累計額 15,859百万円

4. ジョイントベンチャー持分資産は、請負工事に係るジョイントベンチャーの保有する現金預金等のうち、当社及び連結子会社の持分相当額である。

〔連結損益計算書に関する注記〕

1. 完成工事原価に含まれている工事損失引当金繰入額 1,680百万円

2. 関係会社清算益

当社の連結子会社であったChiyoda Malaysia Sdn. Bhd.の清算手続きの進捗に伴い、また非連結子会社であったイーアイエンジニアリング株式会社の清算に伴い、関係会社清算益214百万円を計上している。

3. 退職給付制度終了損

当社は、2026年4月1日に確定給付企業年金制度の一部を確定拠出企業年金制度に移行している。

この制度変更に伴い、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号 2016年12月16日改正）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号 2007年2月7日改正）を適用し、当連結会計年度において、特別損失として退職給付制度終了損108百万円を計上している。

4. 法人税、住民税及び事業税に含まれる国際最低課税額に対する法人税等の金額は678百万円である。

〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式	260,324千株
A種優先株式	175,000千株

2. 配当金に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はない。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はない。

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、短期余剰資金は通知預金等の安全性の高い金融資産で運用し、また、運転資金を銀行借入等により調達している。デリバティブは、後述する為替の変動リスクを回避するために先物為替予約を利用しており、投機的な取引は行わない方針である。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である電子記録債権及び完成工事未収入金は、顧客の信用リスクに晒されている。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されているが、原則として外貨建ての営業債務をネットしたポジションについて先物為替予約を利用して当該リスクをヘッジしている。

投資有価証券は業務上の関係を有する企業の株式、債券及び投資事業有限責任組合への出資金であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されている。

営業債務である電子記録債務及び工事未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日である。また、外貨建ての営業債務は、為替の変動リスクに晒されているが、原則として外貨建ての営業債権をネットしたポジションについて先物為替予約を利用して当該リスクをヘッジしている。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引である。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法については前述の「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (6) 重要なヘッジ会計の方法」に記載している。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社及び主要な連結子会社は経理規定に従い、主要取引先の財政状態を定期的にモニタリングし、回収懸念の早期把握や軽減を図っている。

先物為替予約の利用にあたっては、カウンターパーティ・リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っている。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は外貨建ての債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしている。

先物為替予約取引については、当社の為替リスク管理方針に基づき個別の工事案件毎に為替ポジションを把握し、為替予約残高の見直しを行っている。なお、為替予約の設定・解約についても同方針に基づき実行・記帳し、契約先と残高照合を行っている。

市場価格のある投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財政状態を把握し、市場リスクを定量的に管理している。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は適時に資金計画を作成・更新し手許流動性を適宜維持すること等により、流動性リスクを管理している。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもある。

また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではない。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含めていない（注2）参照）。また、「現金預金」、「電子記録債権」、「完成工事未収入金」、「未収入金」、「ジョイントベンチャー持分資産」、「短期貸付金」、「電子記録債務」、「未払金」、「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略している。

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	140百万円	140百万円	－
資産計	140百万円	140百万円	－
(1) 工事未払金	115,592百万円	115,592百万円	－
(2) 1年内返済予定の長期借入金	1,202百万円	1,202百万円	－
(3) 長期借入金	21,195百万円	21,061百万円	△133百万円
負債計	137,990百万円	137,856百万円	△133百万円
デリバティブ取引（＊）	(174百万円)	(174百万円)	－

（＊）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示している。

（注1）有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

（1）投資有価証券

投資有価証券はその他有価証券として保有しており、種類ごとの連結貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりである。

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2百万円	1百万円	0百万円
	債券	32百万円	32百万円	0百万円
	小計	35百万円	34百万円	1百万円
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	104百万円	176百万円	△72百万円
	債券	－	－	－
	小計	104百万円	176百万円	△72百万円
合計		140百万円	211百万円	△71百万円

非上場株式（連結貸借対照表計上額3,729百万円）、出資証券（連結貸借対照表計上額1百万円）及び投資事業有限責任組合出資金（連結貸借対照表計上額351百万円）は、市場価格のない株式等であるため、上表の「投資有価証券」には含めていない。

(2) デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

通貨関連

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	米ドル売 円買	5,769百万円	－	△3百万円	△3百万円
	米ドル買 円売	493百万円	－	0百万円	0百万円
	ユーロ買 円売	823百万円	－	△2百万円	△2百万円
	豪ドル買 円売	699百万円	－	△1百万円	△1百万円
合計		7,785百万円	－	△7百万円	△7百万円

② ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額は、次のとおりである。

通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価
				うち1年超	
原則的 処理方法	為替予約取引				
	米ドル売 円買		2,220百万円	1,596百万円	△174百万円
	米ドル買 円売		184百万円	47百万円	3百万円
	ユーロ買 円売	外貨建 予定取引	1,122百万円	－	14百万円
	ポンド買 米ドル売		579百万円	579百万円	△11百万円
	ユーロ買 米ドル売		1,927百万円	1,927百万円	1百万円
為替予約等 の振当処理	為替予約取引				
	米ドル買 円売	工事未払金	181百万円	5百万円	(*)
	ユーロ買 円売		166百万円	30百万円	
合計			6,382百万円	4,186百万円	△167百万円

(*) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている工事未払金と一体として処理されているため、その時価は、当該工事未払金の時価に含めて記載している。

(注2) 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	3,729百万円
出資証券	1百万円
投資事業有限責任組合出資金	351百万円

これらについては、「(1) 投資有価証券」には含めていない。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超5年以内
現金預金	145,186百万円	—
電子記録債権	149百万円	—
完成工事未収入金(※)	24,042百万円	—
未収入金	16,120百万円	—
ジョイントベンチャー持分資産	167,995百万円	—
短期貸付金(※)	100,004百万円	—
投資有価証券		
その他有価証券のうち満期があるもの	—	32百万円
合計	453,499百万円	32百万円

(※) 個別に計上している貸倒引当金を控除している。

(注4) 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
長期借入金	1,202百万円	21,195百万円	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類している。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類している。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	107百万円	—	—	107百万円
債券	—	—	32百万円	32百万円
資産計	107百万円	—	32百万円	140百万円
デリバティブ取引				
通貨関連	—	174百万円	—	174百万円
負債計	—	174百万円	—	174百万円

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
工事未払金	－	115,592百万円	－	115,592百万円
1年内返済予定の長期借入金	－	1,202百万円	－	1,202百万円
長期借入金	－	21,061百万円	－	21,061百万円
負債計	－	137,856百万円	－	137,856百万円

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価している。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類している。

債券は、活発な市場における相場価格が存在せず、観察できない時価の算定に係るインプットを使用しているため、レベル3の時価に分類している。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引先金融機関等から入手した相場価格を用いて算定しており、レベル2の時価に分類している。

工事未払金

工事未払金の時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類している。

1年内返済予定の長期借入金、長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類している。

〔 税 効 果 会 計 に 関 す る 注 記 〕

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	64,989百万円
ジョイントベンチャー持分損益	8,034百万円
未払工事原価	7,359百万円
賞与引当金	2,697百万円
完成工事未収入金及び契約資産	2,118百万円
その他	4,527百万円
繰延税金資産小計	89,726百万円
評価性引当額	△88,969百万円
繰延税金資産合計	756百万円

繰延税金負債	
繰延ヘッジ損益	△1,761百万円
前払年金費用	△1,212百万円
在外子会社の留保利益	△267百万円
その他	△54百万円
繰延税金負債合計	△3,296百万円
繰延税金資産（△は負債）の純額	△2,539百万円

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っている。

〔収益認識に関する注記〕

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	報告セグメント	その他 (注)	合計
	エンジニアリング		
主たる地域市場			
北中南米	132,458百万円	—	132,458百万円
アジア・オセアニア	39,390百万円	—	39,390百万円
中近東・アフリカ	177,179百万円	—	177,179百万円
その他海外	1,981百万円	—	1,981百万円
日本	142,265百万円	667百万円	142,932百万円
顧客との契約から生じる収益	493,275百万円	667百万円	493,942百万円
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	493,275百万円	667百万円	493,942百万円
主要な事業関係			
LNGプラント関係	288,394百万円	—	288,394百万円
その他ガス関係	8,060百万円	—	8,060百万円
石油・石油化学関係	65,822百万円	—	65,822百万円
医薬・生化学・一般化学関係	64,016百万円	—	64,016百万円
環境・新エネルギー・インフラ関係	60,634百万円	—	60,634百万円
その他	6,347百万円	667百万円	7,014百万円
顧客との契約から生じる収益	493,275百万円	667百万円	493,942百万円
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	493,275百万円	667百万円	493,942百万円

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれないその他事業セグメントであり、人材派遣業等を含んでいる。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりである。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	
受取手形	8百万円
電子記録債権	149百万円
完成工事未収入金	15,859百万円
	16,017百万円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	
電子記録債権	149百万円
完成工事未収入金	24,108百万円
	24,258百万円
契約資産（期首残高）	4,039百万円
契約資産（期末残高）	20,532百万円
契約負債（期首残高）	217,390百万円
契約負債（期末残高）	190,815百万円

契約資産は進捗度に応じて収益を認識することにより計上した対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものである。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件となった時点で顧客との契約から生じた債権（完成工事未収入金）に振り替えられる。

契約負債は進捗に応じて収益を認識する顧客との工事契約について、契約の履行に先立ち顧客から受け取った前受金に関するものである。契約負債は収益の認識に伴い取り崩される。

取引の対価は、契約上のマイルストーン等により、概ね履行義務の充足の進捗に応じて受領している。いずれも重大な金融要素を含んでいない。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は204,995百万円である。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額は49,579百万円である。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりである。

1年以内	294,150百万円
1年超5年以内	315,396百万円
5年超	3,508百万円
合計	613,056百万円

〔1株当たり情報に関する注記〕

1株当たり純資産額	128円56銭
1株当たり当期純利益	318円61銭

（注1）1株当たり純資産額は、A種優先株式に優先して配分される残余財産額を純資産の部の合計額から控除して算定している。

（注2）当社は、役員報酬BIP信託を導入している。これに伴い、当該信託が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めている（当連結会計年度712千株）。

また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めている（当連結会計年度735千株）。

〔退職給付に関する注記〕

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用している。

確定給付企業年金制度（すべて積立型制度である。）では、主として勤続年数、資格、業績評価に応じ付与されるポイントの累積数に基づいた一時金又は年金を支給する。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給する。

なお、一部の連結子会社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算している。

また、当社は、2026年4月1日に確定給付企業年金制度の一部を確定拠出企業年金制度に移行している。

この制度変更に伴う損失は、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号 2016年12月16日改正）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号 2007年2月7日改正）に従い、当連結会計年度において、特別損失として退職給付制度終了損108百万円を計上している。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

退職給付債務の期首残高	14,072百万円
勤務費用	676百万円
利息費用	297百万円
数理計算上の差異の発生額	△1,374百万円
退職給付の支払額	△1,135百万円
確定拠出年金制度への移行に伴う影響額	108百万円
その他	△28百万円
退職給付債務の期末残高	12,616百万円

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

年金資産の期首残高	15,646百万円
期待運用収益	311百万円
数理計算上の差異の発生額	457百万円
事業主からの拠出額	574百万円
退職給付の支払額	△1,133百万円
その他	△18百万円
年金資産の期末残高	15,837百万円

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債及び資産の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債と資産の純額の期首残高	319百万円
退職給付費用	△38百万円
退職給付の支払額	△29百万円
その他	10百万円
退職給付に係る負債と資産の純額の期末残高	262百万円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	13,359百万円
年金資産	△16,868百万円
	△3,509百万円
非積立型制度の退職給付債務	549百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△2,959百万円
退職給付に係る負債	898百万円
退職給付に係る資産	△3,858百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△2,959百万円

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	676百万円
利息費用	297百万円
期待運用収益	△311百万円
数理計算上の差異の費用処理額	△83百万円
簡便法で計算した退職給付費用	△38百万円
その他	△0百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	540百万円

(注) 上記のほかに、確定給付制度の一部について確定拠出年金制度へ移行したことに伴い、当連結会計年度において、特別損失として退職給付制度終了損108百万円を計上している。

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりである。

数理計算上の差異	1,749百万円
合計	1,749百万円

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりである。

未認識数理計算上の差異	△3,012百万円
合計	△3,012百万円

(8) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりである。

債券	10%
株式	2%
一般勘定	15%
オルタナティブ（注）	12%
短期資金	61%
その他	0%
合計	100%

(注) オルタナティブは、主に不動産及びヘッジファンド等への投資である。

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮している。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	主として2.8%
長期期待運用収益率	主として1.8%

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、549百万円である。

〔重要な後発事象に関する注記〕

(中東情勢)

2026年2月の米国及びイスラエルによるイランに対する軍事行動を機に、中東情勢が緊迫化している。当社グループに関しては、カタールにて仏国Technip Energiesと共同で遂行しているNorth Field East LNG輸出基地案件において、工事の一時的な中断などの影響が生じた。本案件を遂行する現地ジョイントベンチャーの決算日は2025年12月31日であるため、2026年2月以降に発生した中東情勢の緊迫化は同決算日以降に生じた後発事象に該当し、当該事象の原因は2025年12月31日時点には存在しないことから、開示後発事象と判断している。中東情勢の帰趨は不確実性が高く、現時点において当社グループ業績への具体的な影響額を合理的に見積もることは困難であるものの、カタールにおいては顧客と共に安全対策を施した上で2026年3月中旬には既に建設工事を再開し、完工に向け進捗していることから、事態の沈静化が進む状況下においては、重要な影響を与える可能性は低いと見込んでいる。

(A種優先株式の一部取得及び消却)

当社は、2026年5月11日開催の取締役会において、2026年6月開催の当社第98回定時株主総会にて、定款一部変更議案が承認可決されることを条件として、以下「2.取得の内容」及び「3.消却の内容」のとおり、変更後の定款第11条の6（現金対価の取得条項（強制償還条項））の規定に基づくA種優先株式の一部取得及び会社法第178条の規定に基づく消却を行うことを決議した。

1. 取得及び消却を行う理由

当社は、2026年1月28日に公表の「A種優先株式の償還方針に関する合意及び定款の一部変更に関するお知らせ」のとおり、2028年6月末までにA種優先株式の全株式償還の達成に向けて全力で取り組み、財務的自立を果たし、全株式償還後にはスタンダード市場からプライム市場への市場区分の変更、また、普通株主への復配を目指すとともに5年後、10年後を見据えた本格的な成長軌道の確立を目指している。

当社は、これらを達成するため、A種優先株式の一部償還（取得及び消却）を実施することとした。

2. 取得の内容

(1) 取得する株式の種類	A種優先株式
(2) 取得する株式の総数	110,400,000株 (発行済A種優先株式総数175,000,000株に対する割合63.1%)
(3) 取得価額	1株につき499.2円 (注) 上記定款一部変更議案が承認可決された場合、1株当たりの償還価額は、436円にA種累積未払配当金相当額及びA種経過未払配当金相当額を加えた額になる。下記(7)記載の日を取得日とした場合のA種累積未払配当金相当額及びA種経過未払配当金相当額は63.2円であるので、436円にこれを加算した額である499.2円になる。
(4) 株式の取得対価の内容	金銭
(5) 取得価額の総額	55,111,680,000円
(6) 取得先	三菱商事株式会社
(7) 取得予定日	2026年6月30日

3. 消却の内容

(1) 消却する株式の種類	A種優先株式
(2) 消却する株式の総数	110,400,000株（取得したA種優先株式の全部）
(3) 消却予定日	2026年6月30日

〔 そ の 他 の 注 記 〕

（取締役等に対する業績連動型株式報酬制度）

当社は、2021年度より、当社の取締役及び執行役員（非業務執行取締役及び国内非居住者を除く。取締役と併せて、以下「取締役等」という。）の中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入している。

本制度に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じている。

1. 取引の概要

役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託（以下「BIP信託」という。）と称される仕組みを採用し、取締役等の退任時に、BIP信託により取得した当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を役位や業績目標の達成度等に応じて、取締役等に交付及び給付する。

2. BIP信託に残存する当社株式

BIP信託に残存する当社株式を、当該信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上している。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は294百万円及び712,195株である。

独立監査人の監査報告書			
千代田化工建設株式会社 取締役会 御中		2026年5月18日	
		有限責任監査法人トーマツ 東京事務所	
		指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 伊藤 惣 悟
		指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大 西 安 弘
監査意見			
当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、千代田化工建設株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。			
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、千代田化工建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。			
監査意見の根拠			
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。			
その他の記載内容			
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。			
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。			
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。			
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。			
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。			
連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任			
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。			
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。			
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。			
連結計算書類の監査における監査人の責任			
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。			
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。			
- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。 - 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。 - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。 - 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。 - 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。 - 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査問に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。			
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。			
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。			
利害関係			
会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。			
以 上			

貸 借 対 照 表

2026年3月31日現在

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	[360,336]	流 動 負 債	[285,704]
現金預金	54,557	電子記録債務	2,161
完成工事未収入金	8,560	工事未払金	54,613
契約資産	1,361	短期借入金	29,337
未成工事支出金	9,167	1年内返済予定の長期借入金	334
未収入金	19,868	未払金	17,749
ジョイントベンチャー持分資産	164,754	未払法人税等	4,364
短期貸付金	100,000	契約負債	164,265
その他	2,066	完成工事補償引当金	308
		工事損失引当金	4
固 定 資 産	[22,946]	賞与引当金	5,991
有形固定資産	(8,544)	その他	6,572
建物・構築物	3,235		
機械・運搬具	186	固 定 負 債	[23,237]
工具器具・備品	717	長期借入金	20,332
土地	4,369	繰延税金負債	1,767
建設仮勘定	36	その他	1,138
無形固定資産	(5,398)		
ソフトウェア	5,361	負 債 合 計	308,941
その他	36	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	(9,004)		
投資有価証券	1,500	株 主 資 本	[70,566]
関係会社株式	5,964	資本金	(15,014)
長期貸付金	25	利益剰余金	(56,319)
前払年金費用	501	利益準備金	[363]
その他	2,234	その他利益剰余金	[55,955]
貸倒引当金	△1,222	繰越利益剰余金	55,955
		自己株式	(△768)
		評価・換算差額等	[3,775]
		その他有価証券評価差額金	(△60)
		繰延ヘッジ損益	(3,836)
		純 資 産 合 計	74,341
資 産 合 計	383,283	負 債 純 資 産 合 計	383,283

損 益 計 算 書

自 2025年4月 1日
至 2026年3月31日

(単位：百万円)

科 目	金 額	
完成工事高		240,476
完成工事原価		224,639
完成工事総利益		15,836
販売費及び一般管理費		13,663
営業利益		2,173
営業外収益		
受取利息及び配当金	24,914	
不動産賃貸料	310	
受取保証料	784	
その他	131	26,140
営業外費用		
支払利息	893	
為替差損	918	
不動産賃貸費用	291	
その他	113	2,216
経常利益		26,097
特別利益		
関係会社事業損失引当金戻入額	35,850	
関係会社貸倒引当金戻入額	8,177	
関係会社清算益	136	44,163
特別損失		
退職給付制度終了損	108	
投資有価証券評価損	106	215
税引前当期純利益		70,045
法人税、住民税及び事業税	2,296	2,296
当期純利益		67,749

株主資本等変動計算書

自 2025年4月 1日
至 2026年3月31日

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
			繰越利益 剰余金			
当期首残高	15,014	363	△11,793	△11,429	△786	2,798
当期変動額						
当期純利益			67,749	67,749		67,749
自己株式の取得					△0	△0
自己株式の処分					17	17
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	67,749	67,749	17	67,767
当期末残高	15,014	363	55,955	56,319	△768	70,566

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△53	423	370	3,168
当期変動額				
当期純利益				67,749
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				17
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△7	3,412	3,405	3,405
当期変動額合計	△7	3,412	3,405	71,172
当期末残高	△60	3,836	3,775	74,341

個 別 注 記 表

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用している。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。）を採用している。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）を採用している。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっている。

(2) デリバティブ

時価法を採用している。

(3) 棚卸資産

未成工事支出金

個別法による原価法を採用している。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用している。

ただし、建物及び2016年4月1日以降に取得した構築物については、定額法を採用している。

なお、主な耐用年数は以下のとおりである。

建物・構築物	5～50年
機械・運搬具	4～13年
工具器具・備品	4～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用している。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（最長5年）に基づいている。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

(2) 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保等の費用に備えるため、過去の経験割合に基づく一定の算定基準により計上している。

(3) 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における未引渡工事のうち損失の発生が見込まれ、且つ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上している。

(4) 賞与引当金

従業員に支給すべき賞与の支払に備えるため、当事業年度に対応する支給見込額を計上している。

(5) 退職給付引当金（前払年金費用）

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理している。

なお、当事業年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上している。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、エンジニアリング事業において、各種プラントの計画、設計、調達、施工、試運転及びメンテナンスや、産業用設備のコンサルティングの提供を行っており、主に長期の工事請負契約を締結している。なお、各種プラントが工事請負契約に定められた仕様を満たしていることに関する保証を提供しているが、別個のサービスを提供するものではないことから、独立した履行義務として区別していない。プラントは顧客が要求する仕様に従って施工しており、かつ義務の履行が完了した部分については出来高請求権があることから、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識している。

進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価総額に占める割合（インプット法）に基づいて行っている。なお、契約における開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事については、代替的な取扱いを適用し、進捗度に応じて収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識している。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から、当該契約に定められる納期遅延に対する損害賠償金の発生が見込まれる場合には当該見積り額を控除した金額で測定している。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっている。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を採用している。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約及び外貨預金

ヘッジ対象 外貨建資産負債及び外貨建予定取引

(3) ヘッジ方針

外貨建資産負債及び外貨建予定取引は、為替リスク管理方針に関する社内規定及び運用細則に基づき、キャッシュ・フローの円貨を固定するため及び為替変動リスクを軽減するために、為替予約及び外貨預金を利用してヘッジを行っている。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ有効性評価は、原則として決算時にヘッジ対象とヘッジ手段双方の相場変動の累計額を基礎に行っている。

但し、ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債又は予定取引に関する重要な条件が同一である場合には、ヘッジ有効性評価を省略している。

7. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

（共同支配を有する事業の取り込み方法）

共同支配を前提とする法人格を有しない組合については、資産負債に対する権利義務が共同支配者に帰属することが契約上規定されている場合において、当社持分相当額の資産、負債、収益及び費用を取り込んでいる。

共同支配を前提とする企業については、資産負債に対する権利義務が共同支配者に帰属することが契約上規定されており、名目上の資本金額しか保有していないことや事業の終了と共に解散することが予め定められている等、実態として法人格を有しない組合と同一と見做せる場合において、当社持分相当額の資産、負債、収益及び費用を取り込んでいる。

〔表示方法の変更に関する注記〕

（貸借対照表）

前事業年度において、重要性の観点から「流動負債」の「支払手形」に含めて表示していた「電子記録債務」は、当事業年度において「支払手形」の残高がなくなったため、当事業年度より独立掲記している。

なお、前事業年度の「電子記録債務」は1,409百万円である。

〔会計上の見積りに関する注記〕

（収益の認識）

（1）当事業年度の計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり充足される履行義務についての収益	230,604百万円
工事損失引当金	4百万円

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

（1）の金額の算出方法は、連結注記表の「会計上の見積りに関する注記」に記載している。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

（1）担保に供している資産

建物・構築物	2,005百万円
土地	4,013百万円
関係会社株式	37百万円
計	6,056百万円

（2）担保に係る債務

当該担保提供資産は、借入に対する担保提供であるが、当事業年度末において、対応債務はない。

（注）上記の担保に供している資産の他、決算処理において相殺消去されているプロジェクト遂行を目的とするSPCの出資相当額30,550百万円を担保に供している。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 11,333百万円

3. 保証債務等

関係会社の工事に関する Bonds 等に対する保証	16,173百万円
関係会社の金融機関からの借入に対する保証	1,731百万円
関係会社の電子記録債務に対する保証	1,100百万円
計	19,005百万円

4. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	15,895百万円
短期金銭債務	41,614百万円

5. ジョイントベンチャー持分資産は、請負工事に係るジョイントベンチャーの保有する現金預金等のうち、当社の持分相当額である。

〔損益計算書に関する注記〕

1. 関係会社との取引高

売上高	2,475百万円
仕入高	36,369百万円
営業取引以外の取引高	20,379百万円

2. 完成工事原価に含まれている工事損失引当金繰入額 3百万円

3. Chiyoda International Corporationにおいて遂行中の工事で多額の損失を計上したこと等を受け計上していた引当金について、再度回収可能性等を見直した結果、関係会社事業損失引当金戻入額35,850百万円、関係会社貸倒引当金戻入額8,177百万円を計上している。

4. 当社の連結子会社であったChiyoda Malaysia Sdn. Bhd.の清算手続きの進捗に伴い、関係会社清算益136百万円を計上している。

5. 当社は、2026年4月1日に確定給付企業年金制度の一部を確定拠出企業年金制度に移行している。この制度変更に伴い、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号 2016年12月16日改正）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号 2007年2月7日改正）を適用し、当事業年度において、特別損失として退職給付制度終了損108百万円を計上している。

6. 法人税、住民税及び事業税に含まれる国際最低課税額に対する法人税等の金額は537百万円である。

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式	1,161千株
------	---------

（＊）役員報酬BIP信託口が保有する当社株式712千株が含まれている。

〔税効果会計に関する注記〕

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
子会社・関連会社株式評価損	27,101百万円
繰越欠損金	12,723百万円
ジョイントベンチャー持分損益	8,034百万円
未払工事原価	6,733百万円
完成工事未収入金及び契約資産	2,118百万円
その他	7,948百万円
繰延税金資産小計	64,660百万円
評価性引当額	△64,496百万円
繰延税金資産合計	164百万円

繰延税金負債	
繰延ヘッジ損益	△1,761百万円
前払年金費用	△157百万円
資産除去債務見合い固定資産	△5百万円
その他	△5百万円
繰延税金負債合計	△1,931百万円
繰延税金資産（△は負債）の純額	△1,767百万円

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っている。

〔関連当事者との取引に関する注記〕

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の 関係会社	三菱商事株式会 社	(被所有) 直接 33.46%	債務被保証 及び担保の 提供等	当社借入に 対する債務 被保証及び 担保の提供 (注1)	—	—	—
その他の 関係会社 の子会社	三菱商事フィナ ンシャルサービ ス株式会社	—	資金貸借 取引等	資金の貸付 (注2)	100,000百万円	短期 貸付金	100,000百万円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社の三菱商事フィナンシャルサービス株式会社からの借入金に対し、債務保証を受けている。また、当該債務保証に対して保証料は支払っておらず、当社が保有する建物・構築物、土地及び関係会社株式等を担保に供している。なお、取引金額は期末現在の担保資産に対応する債務残高であるが、当事業年度末において、対応債務はない。

(注2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定している。

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	千代田エクスワンエンジニアリング株式会社	(所有) 直接 100.00%	工事の発注 役員の兼任	資金の借入 (注1)	—	短期 借入金	29,337百万円
子会社	Chiyoda International Corporation	(所有) 直接 100.00%	工事の受注 債務の保証 役員の兼任	債務保証 (注2)	12,944百万円	—	—
子会社	Chiyoda France S.A.S	(所有) 直接 100.00%	工事の発注	工事の発注 (注3)	14,901百万円	工事 未払金	6,523百万円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 資金の借入についてはCMS（キャッシュ・マネジメント・サービス）に係るものであり、市場金利を勘案して利率を合理的に決定している。
- (注2) 子会社及び子会社が参画するジョイントベンチャーの工事に関するボンド等に対し、当社が保証を行ったものである。なお、当該債務保証に対して保証料を受領している。
- (注3) 市場価格等を勘案し交渉の上、適正価格にて契約している。

〔収益認識に関する注記〕

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表の「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略している。

〔1株当たり情報に関する注記〕

1株当たり純資産額	△23円91銭
1株当たり当期純利益	253円34銭

(注1) 1株当たり純資産額は、A種優先株式に優先して配分される残余財産額を純資産の部の合計額から控除して算定しており、計算結果はマイナスとなっている。

(注2) 当社は、役員報酬BIP信託を導入している。これに伴い、当該信託が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めている（当事業年度712千株）。

また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めている（当事業年度735千株）。

〔重要な後発事象に関する注記〕

(中東情勢)

共同支配を有する事業については、計算書類に当社持ち分相当額の資産、負債、収益及び費用を取り込んでいる。中東情勢の緊迫化による影響は、連結注記表の「重要な後発事象に関する注記（中東情勢）」に記載している。

(A種優先株式の一部取得及び消却)

連結注記表の「重要な後発事象に関する注記（A種優先株式の一部取得及び消却）」に記載している。

〔その他の注記〕

(取締役等に対する業績連動型株式報酬制度)

連結注記表の「その他の注記（取締役等に対する業績連動型株式報酬制度）」に記載している。

独立監査人の監査報告書			
千代田化工建設株式会社 取締役会 御中		2026年5月18日	
		有限責任監査法人トーマツ 東京事務所	
		指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 伊藤 惣 悟
		指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大 西 安 弘
監査意見			
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、千代田化工建設株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。			
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。			
監査意見の根拠			
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。			
その他の記載内容			
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。			
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。			
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。			
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。			
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。			
計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任			
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。			
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。			
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。			
計算書類等の監査における監査人の責任			
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。			
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。			
・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。			
・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。			
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。			
・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。			
・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。			
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。			
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。			
利害関係			
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。			
		以 上	

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、第98期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

(1) 監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査等委員会が定めた「監査等委員会 内部統制システムに係る監査の実施細則」に従い、取締役及び使用人等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 監査等委員会は、2025年度監査等実施計画及び監査等業務の分担等を定め、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

(3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、予め提出された2025年度監査計画概要書に基づく職務の執行状況について会計監査人から詳細な報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に準拠して整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムの整備及びその運用状況等についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき重大な事項は認められません。
- なお、2025年度からの中期経営計画「経営計画2025」については、今後数年の会社経営全般の指標となるものであり、監査等委員会として、順調に進捗しているかを引き続き注視していきます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月19日

千代田化工建設株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 渡部 修平 ㊟

監査等委員 松尾 祐美子 ㊟

監査等委員 棕野 貴司 ㊟

(注) 松尾祐美子及び棕野貴司は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上